

2 水質汚濁防止法に基づく届出

1 届出対象となる工場又は事業場

(1) 公共用水域に水を排出する特定事業場（有害物質使用特定事業場を含む。）

地 域	日最大排水量 50m ³ 以上の特定事業場	日最大排水量 50m ³ 未満の特定事業場
指定地域 (瀬戸内海水域)	瀬戸法に基づく許可等の対象 ^{注1}	水濁法 ^{注2}
その他の水域 (江の川水域)	水濁法 ^{注2}	

(2) (1)以外の工場又は事業場

○ 有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場

○ 有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場

注1 指定地域内にある日最大排水量 50m³以上の特定事業場のうち、下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設及び廃油処理施設並びに指定地域特定施設については、水濁法の届出でよい。

注2 鉱山保安法、電気事業法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の適用を受ける特定施設のみを設置する特定事業場は、水濁法の届出の対象から外されている。

2 届出の手続き（根拠規定は水質汚濁防止法）

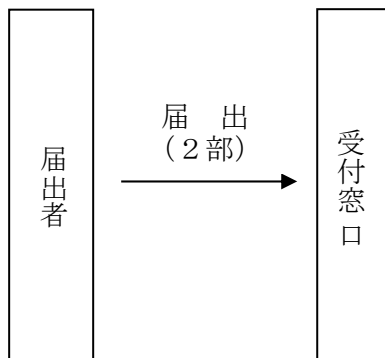
種 類	内 容	届 出 期 限	届出違反に対する罰則
特定施設設置届 ➤法第5条第1項 (記載例 P. 88～)	公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとするとき	設置の工事着手の日の60日以上 ^{注1}	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届 ➤法第5条第3項 (記載例 P. 123～)	有害物質使用特定施設(公共用水域に水を排出する者を除く)又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	設置の工事着手の日の60日以上 ^{注1}	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
特定施設等の構造等変更届 ➤法第7条 (記載例 P. 88～)	・特定施設の構造、設備、使用方法、汚水等の処理方法及び排出水の汚染状態や量等について変更しようとするとき ・有害物質使用特定施設(公共用水域に水を排出する者を除く)又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法等について変更しようとするとき ^{注2}	変更の工事着手の日の60日以上 ^{注1}	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
特定施設等使用届 ➤法第6条	既に設置している施設が法改正等により新たに特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に指定されたとき	特定施設に指定された日から30日以内	30万円以下の罰金
氏名変更等届 ➤法第10条	届出者の氏名、名称、住所及び法人の代表者氏名並びに工場又は事業場の名称及び所在地(住所表示の変更は除く。)に変更があったとき	変更のあった日から30日以内	10万円以下の過料
特定施設等使用廃止届 ➤法第10条	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したとき ^{注2}	廃止した日から30日以内	10万円以下の過料
承継届 ➤法第11条第3項	・特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け又は借り受けたとき ・相続あるいは合併により特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を承継したとき	承継の日から30日以内	10万円以下の過料
汚濁負荷量測定手法届 ➤法第14条第3項	ア 指定地域内事業場を新たに設置するとき イ 既に届け出た内容を変更するとき	設置又は内容を変更する前	10万円以下の過料

注1 法第9条第2項の規定により、法第5条及び第7条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認められる場合には、工事着手禁止期間(60日)を短縮することができる。

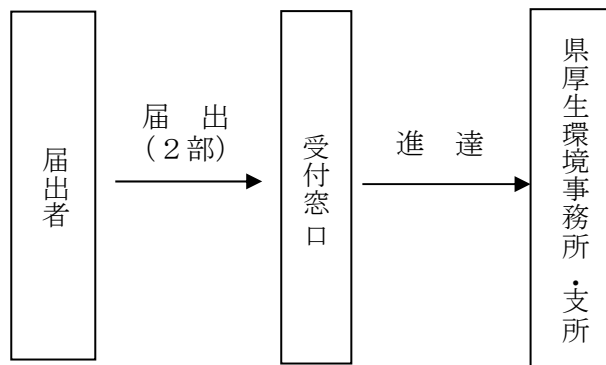
注2 有害物質使用特定施設の構造等の変更や廃止に伴い、土壤汚染対策法第3条が適用される場合があるので、所管の土壤汚染対策法担当窓口にご相談すること。

3 届出書の提出先及び部数 ※注

◎, ☆の市町域内に届出を行う場合



○の市町（窓口移譲市町）域内に係る届出を行う場合



※注：令和4年5月現在の受付窓口一覧（最新の情報は随時確認してください）

	届出・申請対象市町	水質汚濁防止法 生活環境保全条例窓口	瀬戸内海環境保全 特別措置法窓口
◎	広島市	広島市環境保全課	
◎	呉市	呉市環境試験センター	
○	竹原市	竹原市市民課	
○	三原市	三原市生活環境課	
○	尾道市	尾道市環境政策課	
◎	福山市	福山市環境保全課	
○	府中市	府中市環境整備課	
◎	三次市	三次市環境政策課	該当地域なし
◎	庄原市	庄原市環境政策課	
○	大竹市	大竹市環境整備課	
◎	東広島市	東広島市環境先進都市推進課	
○	廿日市市	廿日市市生活環境課	
○	安芸高田市	安芸高田市社会環境課	
○	江田島市	江田島市地域支援課	
☆	府中町・海田町・ 熊野町・坂町	広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課	
○	安芸太田町	安芸太田町住民課	広島県西部厚生環境事務所 広島支所衛生環境課
○	北広島町	北広島町町民課	
○	大崎上島町	大崎上島町保健衛生課	
○	世羅町	世羅町町民課	
○	神石高原町	神石高原町環境衛生課	